

令和7年7月3日
熊 本 労 働 局

八代公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

熊本労働局（局長 ^{かなり しんいち}金成 真一）は、八代公共職業安定所（所長 ^{ほんだ ふみよ}本田 文代）において発生した個人情報の漏えい事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

八代公共職業安定所（以下「八代所」という。）において、求職者Aさん（以下「Aさん」という。）に、誤って求職者Bさん（以下「Bさん」という。）の氏名が記載された紹介状及び紹介状（本人控え）を作成し、誤交付する事案が発生した。

*「紹介状」にはBさんの氏名、「紹介状（本人控え）」にはBさんの氏名及び求職番号が記載されていた。

2 事実経過等

- （1） 令和7年5月7日、職業相談部門の非常勤職員Xは、Aさんに紹介状を作成し交付する際、Bさんの相談時に使用したハローワークシステム（以下「システム」という。）画面を消去せず使用して、Bさんの氏名が記載された紹介状及び紹介状（本人控え）を誤って作成し、内容の確認をしないままAさんに交付した。
- （2） 同日、非常勤職員Xが、午前中に職業相談を行ったBさんの相談内容詳細をシステムに入力しようとしたところ、Aさんに紹介したはずのC事業所の紹介記録が入力されていることを確認した。Bさんの氏名で誤って紹介状及び、紹介状（本人控え）を作成し、Aさんに交付したことが判明し、紹介状の誤交付が発覚した。
- （3） 同日、来庁したAさんに経過説明を行い謝罪し、誤交付した紹介状・紹介状（本人控え）のうちAさんがお持ちの紹介状を回収した。また、改めて、Aさんの氏名が記載された紹介状及び紹介状（本人控え）を手交した。

- (4) 同日、職員YがBさんに電話にて経過説明を行い、訪問して謝罪したい旨を申し出たところ、訪問は必要ないとの返答があり、謝罪についても了承いただいた。
- (5) 同日、職員YがC事業所に架電し、本日紹介した求職者について確認したところ、ハローワークから紹介の連絡があった求職者と違う氏名（Bさんの氏名）をマイページで確認していたことが判明した。このため、当初の紹介内容が誤っており、正しい紹介内容に修正したことを説明した。また、誤った紹介記録は八代所において同日抹消しているため、C事業所の応募者一覧の中にBさんの氏名がないことを確認した。
- (6) 同日、職員YがBさんに架電し、事業所への氏名の漏えいについて謝罪した。
- (7) 5月8日、職員YがAさん宅を訪問し紹介状（本人控え）を回収した。

3 原因

- (1) 求職者Bさんの求職管理情報が端末画面に残っている状態で、求職者Aさんとの職業相談を行ったこと。
- (2) 紹介状の作成前に、端末の画面上で、求職者名と求人者名の確認を怠ったこと。
- (3) プリンタから出力された紹介状及び紹介状（本人控え）について、1枚ずつ確認する作業を怠ったこと。
- (4) 紹介状の交付を行う際に、「本人確認」や「交付書類を1枚ずつ確認」という基本動作・確認作業を怠ったこと。

4 再発防止策

【八代所の取組】

- (1) 令和7年5月7日に緊急幹部会議を開催し、所長から幹部職員に対し、本事案の内容に関する説明を行った。また、幹部職員から配下の職員に対して、事案の内容に関する説明を行うとともに、紹介状作成時の確認や交付時の本人確認と交付物の職員及び来庁者による確認等の基本動作の実施を確実に行うことについて徹底するよう指示した。
- (2) 5月8日～13日に非常勤職員を含む全職員に対し、所長から事案の説明を行うとともに、「個人情報漏えい防止作業マニュアル」及び「個人情報保護に関する研修テキスト」を用いて研修を行い、基本動作実施の徹底を図った。

- (3) さらに所長より非常勤職員を含む全職員に対し、「個人情報保護に関する研修テキスト」の緊急点検項目に係る自主点検を実施するよう指示し、5月30日までに全員の実施を確認した。なお、当該自主点検は、事案発生から概ね3ヶ月が経過した時点においても再度実施し、基本動作の実施についての定着を図る予定である。
- (4) これに加え、毎月開催する職員・非常勤職員会議において、所長より、過去に他局・他所で発生した個人情報漏えい事案について配付し、解説を行うことで、個人情報漏えい防止に関する継続的な意識啓発を行う。

【熊本労働局の取組】

- (1) 5月8日、職業安定課長より全所長及び部・次長、部内課室長に対し、事案の経過と具体的な再発防止策、個人情報保護の徹底を指示した。
- (2) 5月16日開催の署所長会議において、総務部長より署所長に対して、所属の職員に対する基本的動作の徹底等の定期的な意識付け及び窓口での対応状況の定期的確認の実施を指示したほか、5月29日開催の拡大局議（※局長、各部・室長、各課室長、筆頭署所長が出席するもの）においても、総務部長より改めて個人情報の適切な管理の徹底について指示した
- (3) 7月3日、総務課長より事務連絡にて、全所属長に対し、事案の経過と再発防止、個人情報保護の徹底を指示した。
- (4) 局総務課より、局内全課・室並びに署所に対して、過去に他局・他所署で発生した個人情報漏えい事例についての情報提供並びに、事例を活用した個人情報漏えい防止にかかる配下職員の意識啓発を各課・室長並びに署所長から行うことについて定期的に指示を行う。

【担当】 熊本労働局職業安定部

職業安定課長 中村 朗子

雇用保険監察官 竹下 裕子

電話 096(211)1703